

# 鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し

平成30年度～平成31年度

平成30年6月  
鎌ヶ谷市

## 目 次

1. 中間見直しについて.....	1
2. 地域子ども・子育て支援事業の見直し.....	2
①利用者支援事業.....	2
②延長保育事業.....	3
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	4
④子育て短期支援事業.....	6
⑤乳児家庭全戸訪問事業.....	7
⑥養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に質する事業.....	7
⑦地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）.....	8
⑧-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）.....	9
⑧-2 一時預かり事業（幼稚園によるもの）.....	10
⑨病児保育事業（病児・病後児）.....	11
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	12
⑪妊婦健康診査事業.....	12
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	13
⑬多様な事業者の参入を促進する事業.....	13

## 1 中間見直しについて

### 1 計画の概要

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を円滑に行うため、「鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年間で1期とする平成27年度から平成31年度までを計画期間としており、平成29年度は中間年にあたります。

### 2 見直しの必要性

平成29年度は、計画期間の中間年にあたり、本計画において、各事業の数値目標や関連施設の整備状況などが大きく乖離している場合には、中間年を目安として、必要に応じて見直すこととしています。

このことから、これまでの実績を踏まえ、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、今回中間見直しを実施します。

### 3 見直しの考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」などを踏まえ、次のとおり見直しを実施しました。

#### (1) 幼児期における教育・保育

国の考え方においては、実績値と量の見込みを比較して10%以上の乖離がある場合は見直しが必要としています。平成28年度に見直したことから、見直しは行いません。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

各事業の実施状況や利用状況が、量の見込みと比較して10%以上の乖離がある場合は、必要に応じて、見直します。

### 4 対象期間

平成30年度・平成31年度

## 2 地域子ども・子育て支援事業の見直し

### ① 利用者支援事業

#### 《事業概要》

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）や地域子ども子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成（地域連携）を行う事業となります。

#### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値	設置箇所数	1か所	2か所			
見直し	設置箇所数				2か所	2か所

#### 《見直しの考え方》

平成28年度に利用者支援事業基本型に加え、母子保健型を設置したことから、2か所としています。

#### 《提供体制の推進策》

利用者支援事業を実施する拠点は、基本型1か所、母子保健型1か所の2か所とします。

##### 【基本型】

子育て中の親子が集まりやすい公共施設（児童センターなど）、又は民間施設において、臨時的に業務を実施することにより、地域に寄り添った身近な事業とします。

##### 【母子保健型】

母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、関係機関と協力して支援プランを作成するなど、切れ目のない支援を行います。

#### 《質（サービス）の向上策》

##### 【基本型】

(1) 利用者支援事業に従事する者は、子育て支援全般の知識を有するとともに、相談・援助業務ができるよう、必要な研修を提供することにより、人材の確保と育成を図ります。

(2) 幼稚園、保育園などの教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業との連絡調整、連携を図る仕組みを構築します。

(3) 子育て家庭のニーズを把握するとともに、情報集約・情報発信を積極的に行います。

##### 【母子保健型】

(1) 従事する者は、知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等の維持向上させるため、必要な研修等の受講をします。

(2) 子育て家庭のニーズを把握するとともに、事業の周知を積極的に行います。

## ② 延長保育事業

### 《事業概要》

延長保育事業は、保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間（11 時間）を延長して必要な保育を行う事業となります。

新制度では、保育園の利用について 11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と8時間利用を基本とする「保育短時間」が設定され、それぞれ延長保育時間が異なることとなります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画値	利用見込人数(A)	889 人	903 人	908 人	908 人	908 人
	受入可能人数(B)	1,369 人	1,390 人	1,398 人	1,398 人	1,398 人
	(B)－(A)	480 人	487 人	490 人	490 人	490 人
	参考：施設数	16 か所	18 か所	20 か所	20 か所	20 か所
実績値	利用実績人数(A)	955 人	1,040 人	/		
	受入可能人数(B)	1,210 人	1,319 人			
	(B)－(A)	255 人	279 人			
	参考：施設数	15 か所	17 か所			
見直し	利用見込人数(A)	/			1,202 人	1,217 人
	受入可能人数(B)				1,526 人	1,545 人
	(B)－(A)				324 人	328 人
	参考：施設数				22 か所	23 か所

### 《見直しの考え方》

利用見込人数(A)については、28年度の受入可能人数に対する利用実績人数の割合78.8%を考慮して算定しています。

受入可能人数(B)及び施設数については、教育・保育の確保策に基づき算定し、各年度末の施設数、施設定員数（見込み）としています。

### 《提供体制の推進策》

新設の保育園及び地域型保育施設において、延長保育事業の実施を促進し、実施施設数の拡充を図ります。

### 《質（サービス）の向上策》

延長保育事業の従業者について、延長保育に必要な保育士等を確保しつつ、保育士等の資質向上を図ります。

### ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 《事業概要》

放課後児童健全育成事業は、共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室、専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間に適切な遊びを教えながら、生活の場を与えることにより、その健全育成を図る事業となります。

なお、乳幼児期における保育園、幼稚園から引き続き、児童に保育を提供する場であることから、一定の設備及び運営の基準を定めます。

#### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	低学年（利用見込人数）	483人	486人	494人	493人	490人
	高学年（利用見込人数）	45人	46人	47人	46人	46人
	利用見込人数合計(A)	528人	532人	541人	539人	536人
	受入可能人数(B)	668人	668人	668人	698人	698人
	(B)－(A)	140人	136人	127人	159人	162人
実績値	低学年（利用実績人数）	518人	539人	/		
	高学年（利用実績人数）	70人	82人			
	利用実績人数合計(A)	588人	621人			
	受入可能人数(B)	616人	631人			
	(B)－(A)	28人	10人			
見直し	低学年（利用見込人数）	/			696人	736人
	高学年（利用見込人数）				98人	108人
	利用実績人数合計(A)				794人	844人
	受入可能人数(B)				806人	806人
	(B)－(A)				12人	△38人

#### 《見直しの考え方》

平成29年度利用状況を踏まえ、算定しています。

※平成31年度については、数値目標に対し、提供体制の数値が下回っていますが、児童の出席率を踏まえた場合、提供体制が上回ることを見込んでおります。

#### 《提供体制の推進策》

「鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、子どもたちの衛生面及び安全面を最優先とした施設の改修を行います。

### 《質（サービス）の向上策》

- (1) 管理者、放課後児童支援員、補助員、地域のお遊びアドバイザー（仮称）などで構成される人員体制を構築します。
- (2) 必要な設備、備品、帳簿等に関する設置及び廃棄基準を策定することにより、子どもたちにとって適切な生活環境を維持します。
- (3) 父母会、地域、学校、市、放課後児童支援員で構成される連絡協議会を設置し、事業の円滑化と地域に密着した放課後児童クラブとします。
- (4) 地域のお遊びアドバイザー（仮称）、民間企業、学生等と連携し、子どもたちが、自主的に考え、実行、体験できる遊びを提供します。
- (5) 一部のクラブで実施している運営委託について、実施状況や保護者の意見などを踏まえ、今後の導入を検討していきます。

#### ④ 子育て短期支援事業

##### 《事業概要》

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上的の理由又は仕事などの理由により、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで養育・保護を行う事業となります。

##### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込延べ件数(A)	129件	149件	169件	189件	209件
	提供体制(B)	129件	149件	169件	189件	209件
	(B)－(A)	0件	0件	0件	0件	0件
	参考：実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	参考：登録世帯数	49世帯	59世帯	69世帯	79世帯	89世帯
実績値	利用実績延べ件数(A)	94件	85件	/		
	提供体制(B)	94件	85件			
	(B)－(A)	0件	0件			
	参考：実施施設数	2か所	2か所			
	参考：登録世帯数	27世帯	26世帯			

##### 《見直しの考え方》

計画値と比較して実績は減少していますが、今後も積極的な周知を図ることから、見直しは行いません。

## ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

### 《事業概要》

乳児家庭全戸訪問事業は、子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたうえで、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付ける事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	訪問実人数(A)	775人	757人	747人	738人	727人
	訪問率(B)	90%	90%	90%	90%	90%
実績値	訪問実人数(A)	779人	685人			
	訪問率(B)	93%	91%			

### 《見直しの考え方》

実績値と計画値は、大きく乖離（10%以上）がないことから、見直しは行いません。

## ⑥ 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

### 《事業概要》

養育支援訪問事業は、子育てに不慣れで不安を持ちながら子育てをしている家庭など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行うとともに、養育に関する相談指導を行う事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	訪問実人数(A)	40人	40人	40人	40人	40人
実績値	訪問実人数(B)	43人	35人			

### 《見直しの考え方》

計画値40人に対して、実績値は、28年度35人、27年度43人とほぼ同数であることから、見直しは行いません。

## ⑦ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

### 《事業概要》

地域子育て支援拠点事業は、地域において子育て親子（おおむね3歳未満の児童）の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止や子どもたちの健やかな育ちを促進する事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	20,448人	21,036人	21,300人	21,624人	21,924人
	実施施設数(B)	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
実績値	利用実績人数(A)	34,474人	34,880人			
	実施施設数(B)	7か所	7か所			

### 《見直しの考え方》

実績の利用人数は、計画値より10%以上の乖離（増加）があるものの、実施施設数の変更をしないことから、見直しは行いません。

## ⑧-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）

### 《事業概要》

一時預かり事業は、保育園を定期的にご利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	11,936人	13,642人	13,642人	15,347人	15,347人
	受入可能人数(B)	20,580人	23,520人	23,520人	26,460人	26,460人
	(B)－(A)	8,644人	9,878人	9,878人	11,113人	11,113人
	参考：実施施設数	7か所	8か所	8か所	9か所	9か所
実績値	利用実績人数(A)	8,484人	8,507人			
	受入可能人数(B)	20,580人	20,580人			
	(B)－(A)	12,096人	12,073人			
	参考：実施施設数	7か所	7か所			
見直し	利用見込人数(A)				8,507人	8,507人
	受入可能人数(B)				20,580人	20,580人
	(B)－(A)				12,073人	12,073人
	参考：実施施設数				7か所	7か所

### 《見直しの考え方》

利用見込人数(A)については、平成28年度の利用実績をベースに算定しています。

受入可能人数(B)については、新たな保育園等での実施が見込めないことから、平成29年度実績ベースとしています。

### 《提供体制の推進策》

地域に密着した事業とするため、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）など、その他の子育て支援事業との連携を図ります。

### 《質（サービス）の向上策》

利用者の利便性を図るため、保育時間の延長を検討します。

## ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園によるもの）

### 《事業概要》

一時預かり事業は、幼稚園を利用している家庭において、通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	65,451人	64,636人	62,550人	61,580人	60,452人
	受入可能人数(B)	65,451人	64,636人	62,550人	61,580人	60,452人
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
実績値	利用実績人数(A)	39,833人	42,037人			
	受入可能人数(B)	65,451人	64,636人			
	(B)－(A)	25,618人	22,599人			

### 《見直しの考え方》

現行計画で対応できることから、見直しは行いません。

## ⑨ 病児保育事業（病児・病後児）

### 《事業概要》

病児保育事業は、病期中（病児）・病気回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供する事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人
	受入可能人数(B)	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人
	(B)－(A)	0人	0人	0人	0人	0人
	参考：実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値	利用実績人数(A)	47人	13人			
	受入可能人数(B)	1,176人	1,176人			
	(B)－(A)	1,129人	1,163人			
	参考：実施施設数	1か所	2か所			
見直し	利用見込人数(A)				2,058人	2,058人
	受入可能人数(B)				2,058人	2,058人
	(B)－(A)				0人	0人
	参考：実施施設数				2か所	2か所

### 《見直しの考え方》

平成29年1月より白井市との協定により利用可能となりました病児・病後児保育事業のほか、鎌ヶ谷総合病院で実施している病後児保育事業の受入可能枠を数値目標として設定しています。

### 《提供体制の推進策》

鎌ヶ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、今後も継続して病後児保育事業を必要とする子どもが利用できるよう提供体制の確保に努めます。

また、病児・病後児保育事業は、平成29年1月より白井市との協定により、白井聖仁会病院内で利用が可能となっています。

なお、市内での実施に向け、引き続き医療機関への協力を求めていきます。

### 《質（サービス）の向上策》

鎌ヶ谷総合病院にて病後児保育事業を実施していることに加え、新たに白井聖仁会病院内にて病児・病後児病児保育事業の利用が可能となりました。

引き続き病児・病後児保育事業を必要とする子どもが利用できるよう周知し、提供体制の充実を図りながら併せて質の向上を図ります。

## ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 《事業概要》

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との連絡・調整を市のアドバイザーが行う事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込件数(A)	1,800件	1,900件	2,000件	2,100件	2,200件
	参考：提供会員数	160人	170人	180人	190人	200人
実績値	利用実績件数(A)	2,024件	2,120件			
	参考：提供会員数	156人	167人			

### 《見直しの考え方》

29年度の利用見込件数が計画値と同程度と見込まれることから、見直しは行いません。

## ⑪ 妊婦健康診査事業

### 《事業概要》

妊婦健康診査は、妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を公費で助成する事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	0歳児の推計(A)	853人	841人	834人	821人	808人
	延べ検査見込受診件数(B)	9,935件	9,795件	9,714件	9,563件	9,411件
実績値	0歳児の推計(A)	833人	778人			
	延べ検査実績受診件数(B)	9,773件	9,384件			

### 《見直しの考え方》

実績値と計画値は、大きく乖離（10%以上）がないことから、見直しは行いません。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 《事業概要》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用対象者(A)	当初計画なし				
実績値	利用対象者(A)		6人			
見直し	利用対象者(A)				15人	15人

### 《見直しの考え方》

平成29年度の対象者数を踏まえ、算定しています。

### 《提供体制の推進策》

対象者に対して、十分な助成を行われているか常に検証のうえ、提供体制を推進します。

### 《質（サービス）の向上策》

対象者に対して、積極的な周知を図ります。

## ⑬ 多様な事業者の参入を促進する事業

### 《事業概要》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

### 《数値目標、提供体制及び実施時期》

計画値	提供体制及び実施時期は、国から具体的な実施体制が示された段階で、本市の状況を踏まえて検討します。
実績値	実績なし

### 《見直しの考え方》

平成27年7月に国から実施要綱が示されましたが、引き続き本市の状況を踏まえて検討していることから、見直しは行いません。